

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第33回）議事概要

1 日時 令和2年7月9日（木）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

石井俊和（地家），工藤亨（家），工藤洋平（地），源新明（地）佐藤健一（地家），志村敬（地家），鈴木義和（地），瀬田浩久（家），武井紀子（地），福井直文（家），松本史晴（家），三上富士子（家），森清（地），山鹿高紀（地），若木茂子（家）

(2) 説明者

寺尾亮刑事部総括裁判官，中井隆利地裁事務局長，佐藤潔家裁事務局長，内空閑英敏民事首席書記官，金澤学刑事首席書記官，今井政一家裁首席書記官，佐藤卓代首席家裁調査官，丹裕樹刑事訟廷管理官，大川尚子家裁総務課長

4 議事

(1) 開会

(2) 石井地家裁所長挨拶

(3) 退任委員の紹介（敬称略）

飯畑勝之，佐藤義之，首藤晴久，松岡浩美，西舘康司

(4) 新委員の紹介（敬称略）

小山田文泰，工藤亨，工藤洋平，鈴木義和，瀬田浩久

(5) 協議テーマ

新型コロナウイルス感染症への対応について

(6) 意見交換の要旨（◎委員長，○委員，□説明者）

意見交換に先立ち、緊急事態宣言後における裁判所の業務態勢、家裁の事件処理における対応及び裁判員裁判における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についての説明を行い、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を施した裁判員法廷（1号法廷）を見ていただいた。

◎ 裁判所の業務態勢、家裁の事件処理及び裁判員裁判における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策全般において質問等はあるか。

○ デリケートな情報を扱う裁判所において行った、具体的な在宅勤務の業務内容はこういったものか。

□ 裁判所では個人情報・裁判情報等の外部に持ち出せない情報を多数取り扱っている。これらの情報については、非常に強固な情報セキュリティポリシーに従って取り扱うこととなっており、許可があれば持ち出すことも可能ではあるが、情報漏えいの危険もはらんでいる。よって、多くの職員は、資料・文献の読み込み、あるいは研修・協議会の企画等を自宅で行っていた。

○ 来庁者の体調確認について、発熱の有無は体温計を使って計測しているか。また、体温計等の機器の用意はどうしていたか。

□ 発熱の有無は、口頭確認により行っており、実際の計測まではしていない。体温計は当初接触型のものしかなかったが、非接触型のものを新たに整備した。

○ 医療関係者として、本日の会場に荷物の置き場所がないことが気になった。人が来ると必ず荷物を持っているものだが、置き場所がないとどうしても荷物を床に置いてしまう。床は、トイレや不特定多数の人が出入りする場所、あるいは医療機関に行った靴で踏み入る可能性があり、ウイルスにより汚染されている汚染区域と同じと考えられる。一度床に置いたものは、消毒をしない限り、椅子の高さ以上に持ち上げると感染を広げる原因となり得る。

椅子をもう一つ置くことで荷物置き場にもなるし、隣の人との距離も保てるので、配慮の一つとして提案したい。

- 小中学校の休校時に、当社では子供がいる家庭の親を対象に、急遽昼休み150分というルールを作ったり、特別休暇を使って休みやすい環境を作った。民間企業とは違うので難しい面もあると思うが、子供がいる職員について、裁判所では実際にどうしていたか。
- 小中学校の子がいる職員で、休校等により子供の監護を行う必要が生じた場合には、男性・女性を問わず特別休暇を取得できる。
- 裁判員裁判において、裁判員等が公共交通機関を利用して出頭した結果新型コロナウイルスに感染した場合のフォローや支援はどうなっているのか。労災の適用や休業補償はどうなっているか。
- 新型コロナウイルス感染の不安を訴え辞退を申し出る人もいる。不安を軽減する目的で、裁判に参加していただく期間・日数を減らすため、当事者と協力して審理計画を練っている。
- 裁判員等は非常勤の国家公務員であるため、身体的な損害等があった場合にはいわゆる労災の対象となる。
- 労災の対象となることについて、裁判員等への周知はどうしているか。
- 事前にハンドブックを送付してお知らせしている。
- ◎ 調停に参加する調停委員としての意見を伺いたい。
- 調停委員から見た裁判所の対応としては、どこも同様の対応をしていることもあり、特段の問題はない。

調停委員の悩みを一つ紹介したい。これまでは調停室に調停委員がいて、申立人又は相手方を控室等に呼びに行き調停室に来てもらっており、当事者を待っている間に相手調停委員と打合せができた。しかしコロナ対応後は当事者が別々の調停室にいて、調停委員がそれぞれに出向くようになった。そのため、調停室で調停委員同士での打合せができないのが悩みであ

る。

◎ 4月中旬から5月上旬までは、急を要しない事件期日は取り消したが、当事者である弁護士としての意見を伺いたい。

○ 実際に4か月遅れている事件がある。当事者の一人が東京に居住しており、緊急事態宣言解除前の期日を4月に延期、その後、東京都が移動自粛要請を出したため9月に延期されたものである。代理人が付いていれば電話会議可能だが、本人が代理人を付けないため本人確認ができず、電話会議ができない事案であった。

○ 4月16日から5月連休明けまでの期日が全て取りやめとなった。再開後は処理に追われている状況である。

担当した事件で問題となった事案はなかった。

調停委員は打合せができないことが悩みであるという話であったが、当事者としては逆で、調停委員が相当当事者の部屋に出向いている間に打合せ可能な時間ができるので良かったと感じている。

□ コロナ感染症拡大防止対策の趣旨をご理解いただいたおかげで、期日の延期・再開にあたっても特段問題となる事案はなかった。

調停における調停委員同士の打合せの問題については、調停委員控室を利用していただくとか、裁判官室を中間評議の場として利用していただいても構わない。

5月中旬からの再開後は期日指定がタイトな状況であり、裁判所としても何とかこの波を乗り越えたいと努力している。

(7) 次回開催期日及びテーマ

令和3年2月4日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

テーマは、追ってお知らせする。

(8) 閉会